

太陽電池発電所の建設を計画する皆様へ

令和2年4月1日以降、大規模な太陽電池発電所を新設・増設する場合、「環境影響評価法」もしくは「環境影響評価に関する条例」に基づく調査・予測・評価など、環境影響評価の手続きが必要です。

法・条例対象事業

- ①「環境影響評価法」の対象となる太陽電池発電所
第1種事業^{※1}：出力4万kW以上のもの
第2種事業^{※2}：出力3万kW以上4万kW未満のもの
※1 例外なく法手続きの対象
※2 法手続きの要否を個別に判定
- ②「環境影響評価に関する条例」の対象となる太陽電池発電所
事業区域面積が5ha以上のもの

法・条例が適用されない事業（経過措置）

法：令和2年3月31日までに、「電気事業法」に規定する工事計画届を提出済のもの

条例：令和2年3月31日までに、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に規定する事業計画届を提出済のもの又は「大規模開発及び取引事前指導要綱」に規定する同意を得ているもの。

詳細については、以下までお問い合わせください。

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-341-7711 内線 3331、3335

FAX：078-362-3914

ひょうごの環境HP

<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/assss>

太陽電池発電所の環境影響評価手続に関する お問い合わせ用 FAX 票

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課
環境影響評価室 宛
Fax : 078-362-3914
(Tel : 078-341-7711 内線 3331、3335)

			令和 年 月 日
事業面積	ha	出力	kW
設置場所	市・町		
事業者名		担当者名	
連絡先	Tel: E-mail:	Fax:	
(お問い合わせ内容)			